

山梨県のインフルエンザの発生状況について (富士・東部保健所管内 警報レベル入り)

令和 8 年 2 月 12 日 作成
山梨県感染症対策センター

令和 8 年第 6 週 (2 月 2 日～2 月 8 日) の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数※1

富士・東部保健所管内:43.71

警報レベル基準値の 30.00 以上となったことから、**富士・東部保健所管内はインフルエンザの警報レベル※2に入った**と考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策について改めてご確認をお願いいたします。

※1 【富士・東部保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 306 人 $306 \text{ 人} \div 7 \text{ 医療機関} = 43.71$

※2 県内全体で 1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
6 週 (2/2～2/8)	60.23	91.83	54.33	29.67	43.71	40.71
5 週 (1/26～2/1)	46.97	69.42	58.50	11.33	23.43	37.43
4 週 (1/19～1/25)	22.23	28.33	32.33	7.33	8.86	22.86
3 週 (1/12～1/18)	8.34	13.17	10.50	1.33	3.29	6.29
2 週 (1/5～1/11)	10.03	13.83	10.33	5.00	7.57	7.86
1 週 (12/29～1/4)	5.03	7.08	3.50	6.00	2.71	4.71

【保健所別直近の注意報・警報レベル入り】

	注意報	警報
中北保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 47 週 (11/17～11/23)
峡東保健所管内	第 44 週 (10/27～11/2)	第 47 週 (11/17～11/23)
峡南保健所管内	第 5 週 (1/26～2/1)	
富士・東部保健所管内	第 5 週 (1/26～2/1)	第 47 週 (11/17～11/23)
参考) 甲府市保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 49 週 (12/1～12/7)

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ **医療機関を受診する際はマスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間（幼児は3日）は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。

【やまなし感染症ポータルサイト】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html>